

# 通所介護・第1号通所事業 重要事項説明書

コミュニティガーデン東京アネックスは、利用者に対して、指定通所介護事業、第一号通所介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意して頂くことをご案内致します。コミュニティガーデン東京アネックスのご利用は、原則として介護保険の認定をされた方が対象となります。

## 目次

1. 苦情、相談窓口
2. サービスの第三者評価の実施状況
3. 事業所の概要
4. 居室の概要
5. 営業日及び営業時間
6. 職員の配置状況
7. サービス内容
8. ご利用料金・加算内容
9. キャンセル料
10. お支払いについて
11. 事故発生時の対応
12. 緊急時の対応について
13. サービス向上の為の取り組みと身体拘束について
14. 虐待防止について
15. 非常災害対策
16. 感染症対策
17. 面会・設備機器等の留意事項
18. 利用にあたっての留意事項
19. 特記事項・留意事項
20. 広報活動に関する留意事項

施設運営法人

- (1) 法人名 株式会社ケアレジデンス
- (2) 法人所在地 茨城県水戸市大塚町1661番地
- (3) 代表者氏名 大久保 泰子
- (4) 設立年月日 昭和59年10月1日

1. 苦情・相談受付窓口

電話 03-5879-7767  
担当 佐藤傑亮・根本康平・浅野遊子・安田賢史  
その他 江戸川区福祉部介護保険課 (03-5662-0309)  
東京都国民健康保険団体連合会 (03-6234-0177)

2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施年月日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし			

3. 事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護事業所・指定第一号通所介護 事業所番号 1372309730・ 事業所番号 13A2300880		
事業所の名称	コミュニティガーデン東京アネックス		
定員	100名		
事業所の所在地	〒133-0065	東京都江戸川区南篠崎町1-6-14	
電話番号	03-5879-7767		
管理者	萩野 裕道		
サービス実施地域	江戸川区全域・市川市、浦安市の一部		

4. 居室の概要

当事業所は以下の居室、設備をご用意しています。

ホール	3 室	機能訓練室	1 室
相談室	1 室	静養室	1 室
厨房	1 室		

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日（ただし、イベント開催時は営業）、1月1日
サービス提供時間	9時20分～16時30分
サービス提供場所	東京都江戸川区南篠崎町1-6-14
受付時間	月曜日～土曜日 8時00分～18時00分（欠席連絡 7時30分～）
サービス内容	(介護保険給付内サービス) 必要な日常生活上のお世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助

6. 職員の配置状況

職種及び職務内容	専従	兼務
1. 管理者 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1以上	
2. 生活相談員 通所介護等の利用申込みに関わる調整、通所介護計画等の作成を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。	1以上	1以上
3. 介護職員 利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。	18以上	1以上
4. 看護職員 利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の看護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。	1以上	
5. 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。	1以上	

※指定基準： 定員100名に対しての必要配置人数

## 7. サービス内容

### ① 健康管理

- ・ 管理者、看護職員を中心に利用者の健康管理を行います。

### ② 入浴

- ・ 入浴については利用者の身体状況に合わせ、一般浴槽または機械浴槽で実施します。

### ③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ④ 機能訓練

- ・ 個別計画を立て、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、または減退を防止するための機能訓練を行います。

### ⑤ 食事

- ・ 利用者ごとに摂食、嚥下機能に着目した食形態に配慮して提供致します。

## 8. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、それぞれの負担割合に応じた料金となります。介護保険給付の限度額を超えた利用は、全額自己負担となります。

### (1) 利用料

#### 【 第1号通所事業 】

事業対象者 要支援		1ヶ月の 利用 回数	保険給付サービス基本料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者 要支援1	3回まで	450円/回	900円/回	1,350円/回	
	4回以上	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月	
事業対象者 要支援2	7回まで	453円/回	906円/回	1,359円/回	
	8回以上	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月	



(2) 各種加算

【 介護給付 】

各種加算		1割負担	2割負担	3割負担
入浴加算（Ⅰ）	a	40円/日	80円/日	120円/日
個別機能訓練加算Ⅰロ		76円/日	152円/日	228円/日
個別機能訓練加算Ⅱ		20円/月	40円/月	60円/月
※ 口腔機能向上加算（Ⅰ）		150円/回	300円/回	450円/回
科学的介護推進体制加算		40円/月	80円/月	120円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	b	$(\text{基本料金}+a) \times 9.0\%$		
地域区分1級地加算		$(\text{基本料金}+a+b) \times 1.09\%$		

※ 要介護は月に2回までの算定

【 第1号通所事業 】

支援1・2/事業対象	科学的介護推進体制加算	a	40円/月	80円/月	120円/月
	※ 口腔機能向上加算（Ⅰ）		150円/回	300円/回	450円/回
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	b	$(\text{基本料金}+a) \times 9.0\%$		
	地域区分1級地加算		$(\text{基本料金}+a+b) \times 1.09\%$		

※ 要支援・総合事業対象者は月に1回までの算定

※ 加算内容

① 入浴加算

入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定されるものです。

② 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合に算定される加算です。

③ 口腔機能向上加算

看護師等により口腔機能改善計画を作成し、それに基づき口腔機能向上サービスを実施した場合に算定される加算です。

④ 科学的介護推進体制体制加算

介護施設で利用者ごとの心身等の状況に係る基本的な情報を基に、サービス計画を見直すなど、サービス提供にあたりケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

(3) 自費

食事代	750円/食
クラブ活動費	200円/日
おむつ代（リハビリパンツ等）	100円/回
喫茶代（ケーキ・パンケーキ等の軽食）	内容により異なる
カルチャー材料費	内容により異なる
行事参加費	行事により異なる
通常の利用時間を越える利用	通常の利用時間を越えて500円/30分 (最大延長17時30分まで・送迎は原則家族送迎)
サービス実施地域外の送迎	サービス実施地域から出たところから 燃料代として 1km/50円
自費利用の場合	基本料の10割

- ・クラブ活動費には、施設内通貨「ハニー」を使用して、お茶・水以外のコーヒー・紅茶・ソフトドリンク類の提供が含まれます。
- ・上記各種自費は、サービスを受けられた方が対象となります。

## 9. キャンセル料

利用日の午前8時までにご連絡いただいた場合	無料
利用日の午前8時までにご連絡いただけなかった場合	基本料金の10%+食事代

※ただし、急病による入院等の連絡不可能な状況にあった場合は、その限りではありません

## 10. お支払いについて

- ① 体調不良等の理由により、サービス提供中に中止した場合でも、基本料金及び利用した各種加算についてはお支払い頂きます。
- ② 料金のお支払方法は、1ヶ月ごとに計算し請求致しますので、翌月26日までに  
お支払いください。お支払い方法は口座自動引落としとなります。  
(月末締・翌月26日引落とし) 入金を確認次第、領収書を発行致します。
- ③ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、基本料金の全額を一旦お支払い  
頂きます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が  
介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- ④ 介護保険からの給付額(基本料金)に変更があった場合、変更された額に合わせて  
利用者の負担額を変更します。

## 11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、別紙「利用契約書第13条」に基づき速やかに損害賠償致します。

## 12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。緊急時(体調悪化や急変などの非常時)に事業所から連絡がとれるよう、連絡先を2カ所登録させて頂きます。施設からは1から順に連絡を入れますが、1カ所に連絡がとれた場合、以降の連絡先に連絡致しません。

甲の主治医	氏 名	先生 (D r)
	医療機関の名称 及び診療科	
	所在地	
	電話番号	— —

緊急連絡先 1	氏 名	続柄
	住 所	
	自宅電話番号	— —
	携帯電話番号	— —
緊急連絡先 2	氏 名	続柄
	住 所	
	自宅電話番号	— —
	携帯電話番号	— —

サービス向上の為の取り組み

13. 提供するサービスの改善や向上を目的に委員会を設置し、会議を開催しています。  
委員会や会議等の開催については、情報通信機器を活用する場合があります。

その他

当施設ではサービスの提供にあたり、原則として身体拘束を行いません。また、人員配置上、常につきっきりの介護は困難です。従って、不測の事態の発生も考えられます。

私どもも十分注意して介護にあたり、緊急時には迅速に対応するよう努めて参りますが、ご家族様もその点をご理解下さいますようお願い致します。

## 虐待の防止について

14. 虐待の発生又はその再発を防止する為、虐待の指針の整備、研修の実施、担当者の設置等の措置を講じます。

### (虐待防止のための措置に関する事項)

- (1) 当事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 一) 虐待防止のための委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - 二) 虐待防止のための指針を整備する。
  - 三) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を開催するための研修計画を策定し、研修を実施する。
  - 四) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに区に通報するとともに、確実な再発防止策を講じる。
- (3) 養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに地域包括支援センターに通報する。

### (業務継続にに向けた取り組み)

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練を実施する。

### (感染症の予防及びまん延防止の措置)

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止等に関する取り組みを徹底する観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行う。

### (身体拘束廃止等に向けた取り組み)

利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

非常災害対策

15. ①災害時の対応	「非常時対応マニュアル」に基づき対応します。
②防災訓練	「非常時対応マニュアル」に基づき、利用者にも参加して頂き、日中及び夜間を想定した避難訓練を実施します。
③防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機</li> <li>・ガス漏れ報知器</li> <li>・漏電火災報知器</li> <li>・非常電源（自家発電設備）</li> <li>・屋内消火栓設備</li> <li>・火災通報装置</li> <li>・誘導灯</li> </ul> <p>カーテン等は、防災性能のあるものを使用しております。</p>
④業務継続計画の策定等	非常災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修を実施する対策を講じます。
防災管理者	坂本 博紀

感染症対策

16. ①感染発生時の対応	「感染症対策マニュアル」に基づき対応します。
②感染症研修・訓練	<p>研修（感染症の基礎知識、応用研修、食中毒研修）</p> <p>訓練（防具等の着脱方法、感染者や濃厚接触者に対応する施設内ゾーニング及び飛沫感染予防の対策）</p>
③感染症対策備品	防具等（サージカルマスク、眼の防具等、ガウン、手袋、消毒液）
④業務継続計画の策定等	感染症が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修を実施する対策を講じます。
⑤衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止に関する取り組みを徹底する為、訓練を実施する措置を講じます。

面会、設備、器具等の留意事項

17. 来訪、面会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
設備、器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。

利用にあたっての留意事項

18.	貴重品の管理	貴重品（金品や高価な衣装・アクセサリー・大切な思い出の品等）につきましては、当施設では責任を負いかねますので、出来るだけ持込はご遠慮ください。
	迷惑行為	<p>気持ち良く過ごす為に、以下の迷惑行為は慎んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音となる大きな音を発信したりすることは、お控えください。</li> <li>・他人の誹謗中傷等、心無い言動や言いふらし行為は慎んでください。</li> </ul>
	禁止行為	<p>禁止行為が確認された場合、契約を解除して頂くことがございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決められた場所以外での喫煙</li> <li>・サービス従業者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと</li> <li>・利用時に必要不可欠なもので、かつ乙がその必要性を認めた飲食物以外の飲食物の持込み</li> <li>・他の利用者等の生命、身体および財産を傷つける行為（不当な要求も含む）</li> <li>・刃物等、人に危害を与える危険物を持ち込むこと</li> </ul> <p>※従業者に対して職務内容を著しく超えた対応を求めること、社会通念上及び公序良俗に反する要望・対応を求めることはご遠慮ください。</p>
	警察への通報	利用者、その家族等及びその関係者による暴力、迷惑行為が発生した場合は、警察へ通報させて頂く場合があります。
	その他	利用者及び家族間のトラブル（金銭関係、相続書類等）に関しては、当事業所は一切関与いたしません。

## 特記事項及び留意事項

19. コミュニティガーデン東京アネックスでは、在宅生活において必要不可欠な日常の基本動作や筋力の維持向上を目的として、介護スタッフ等による各種体操、レクリエーション、専門訓練士（理学療法士・言語聴覚士等）による機能訓練を積極的に実施しております。その上で施設内の移動や排せつ、入浴、食事などご自分で行えることはできる限り、ご自分で行って頂いております。また、ご家庭での生活の質の向上を図ることを狙いとして、火や刃物、針、金槌、のこぎり等を使った幅広い体験や学習も行って頂くことがあります。私どもも安全管理上最大限の配慮をし、緊急時には直ちに応急処置や主治医、救急隊への連絡を行うなど迅速に対応するように努めてまいります。私どもの方針は、自立支援を目的とする為、利用者の意思に反する制限をしないという観点から、利用者の皆様にもある程度の範囲で自己責任、自己管理をお願いしております。

## 広報活動に関する留意事項

20. コミュニティガーデン東京アネックスでは、広報活動の一環として施設での活動の様子を写真や動画に撮影させて頂いております。撮影画像につきましてはコミュニティガーデン東京アネックスのウェブサイト（ホームページ、ブログ等）や印刷物（広報誌、パンフレット等）にて紹介させて頂く場合がございます。画像の使用につきましては、施設の広報に関することに限定し、写っている方のお名前などの個人情報は一切公表いたしません。以上のことを踏まえ、ウェブサイトへの写真・動画等の掲載と印刷物への写真・動画等の掲載についての可否をご記入ください。

ウェブサイトで公開された後、画像の削除をご希望される場合は、お手数ですが下記の連絡先までお願い致します。また印刷物については、速やかに対応できない場合がございますので予めご了承ください。

担当者 佐藤 傑亮

電 話 : 03—5879—7767      FAX : 03—3676—8713

- |                    |        |         |
|--------------------|--------|---------|
| ■ ウェブサイトへの写真・動画の掲載 | ・ 許可する | ・ 許可しない |
| ■ 印刷物への写真・動画の掲載    | ・ 許可する | ・ 許可しない |

コミュニティガーデン東京アネックスを利用するにあたり「重要事項説明書」を受領し、担当者による説明を受け、これらを十分理解した上で署名します。重要事項説明書は2通を作成し、甲らと乙1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

甲1 (利用者)

住所

\_\_\_\_\_

氏名

Ⓜ

\_\_\_\_\_

甲2 (家族または代理人)

住所

\_\_\_\_\_

氏名

Ⓜ

(続柄

)

\_\_\_\_\_

乙 (事業者)

コミュニティガーデン東京アネックス

東京都江戸川区南篠崎町1-6-14

管 理 者 萩野 裕道 Ⓜ

説明者

コミュニティガーデン東京アネックス

\_\_\_\_\_

(1) 基本料金

要支援/事業対象者・要介護		大規模型通所介護(Ⅲ) 保険給付サービス基本料金 (送迎費含む)			
		1割自己負担分	2割自己負担分	3割自己負担分	
第1号通所事業	要支援1/事業対象者	3日まで491円/日	3日まで982円/日	3日まで1,473円/日	
		4日以降1,960円/月	4日以降3,920円/月	4日以降5,880円/日	
	要支援2	7日まで494円/日	7日まで988円/日	7日まで1,482円/日	
		8日以降3,947円/月	8日以降7,894円/月	8日以降11,841円/月	
介護給付	7時間以上～ 8時間未満	要介護1	662円/日	1,324円/日	1,986円/日
		要介護2	781円/日	1,562円/日	2,343円/日
		要介護3	905円/日	1,810円/日	2,715円/日
	9:20～ 16:30	要介護4	1,032円/日	2,064円/日	3,096円/日
		要介護5	1,155円/日	2,310円/日	3,465円/日
	5時間以上～ 6時間未満	要介護1	573円/日	1,146円/日	1,719円/日
		要介護2	676円/日	1,352円/日	2,028円/日
		要介護3	780円/日	1,560円/日	2,340円/日
	11:30～ 16:30	要介護4	886円/日	1,772円/日	2,658円/日
		要介護5	989円/日	1,978円/日	2,967円/日
	4時間以上～ 5時間未満	要介護1	395円/日	790円/日	1,185円/日
		要介護2	452円/日	904円/日	1,356円/日
		要介護3	511円/日	1,022円/日	1,533円/日
	9:20～ 13:30	要介護4	568円/日	1,136円/日	1,704円/日
		要介護5	627円/日	1,254円/日	1,881円/日

※介護給付の方で、ご自宅から当事業所との間の送迎を行わない場合は、自己負担割合が1割の方は、片道51円、2割の方は片道102円を基本料金から減算いたします。

※営業時間16:20を超えて利用された場合は超過料金をご請求致します。

(2) 各種加算

		1割自己負担分	2割自己負担分	3割自己負担分
第1号通所事業	科学的介護推進体制加算	44円/回	88円/回	132円/回
介護給付	入浴加算Ⅰ	44円/回	88円/回	132円/回
	個別機能訓練加算Ⅰ口	83円/回	166円/回	249円/回
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	22円/月	44円/月	66円/月
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	164円/回	328円/回	492円/回
	科学的介護推進体制加算	44円/月	88円/月	132円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		b (基本料金+a) × 9.0%		
地域加算1級地加算		(基本料金+a+b) × 1.09%		

※口腔機能向上加算(Ⅰ)について、要介護は月に2回、要支援・総合事業対象者は月に1回までの算定。

※自己負担分額は概算となりますので、実際の料金とは若干異なります。

(3) 実費

食事代	750円/食
クラブ活動費	200円/日

※上記の他、カルチャー材料費・おむつ代等必要となる諸費用は実費となります。

※クラブ活動費には、施設内通貨「ハニー」を使用して、お茶・水以外のコーヒー・紅茶・ソフトドリンク類の提供等が含まれます。

※送迎はサービス実施地域(江戸川区・市川市・浦安市)にお住まいの方は基本料に含まれておりますが、それ以外の地域の方は通常のサービス実施地域を越えた地点から1kmにつき50円の交通費の実費が必要です。

ケアレジデンス  
コミュニティガーデン東京アネックス  
Tel: 03-5879-7767

Fax: 03-3676-8713

住所: 東京都江戸川区南篠崎町1-6-14

